

●アマチュア無線交信体験制度の関係法令

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

第 5 条 （略）

1・2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和 25 年法律第 132 号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

二 第 75 条第 1 項又は第 76 条第 4 項（第 4 号を除く。）若しくは第 5 項（第 5 号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

三 第 27 条の 16 第 1 項（第 1 号を除く。）又は第 2 項（第 4 号及び第 5 号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

四 第 76 条第 6 項（第 3 号を除く。）の規定により第 27 条の 21 第 1 項の登録の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

4～6 （略）

（アマチュア無線局の無線設備の操作）

第 39 条の 13 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。ただし、外国において同条第 1 項第 5 号に掲げる資格に相当する資格として総務省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

第 42 条 （略）

一 第 9 章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

二 第 79 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から 2 年を経過しない者

三 （略）

○電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

第 5 条の 2 免許人等（法第 6 条第 1 項第 9 号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）の事業又は業務の遂行上必要な事項についてその免許人等以外の者が行う無線局の運用であつて、総務大臣が告示するもの場合は、当該免許人等がする無線局の運用とする。

第 34 条の 10 法第 39 条の 13 ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立会い（これに相当する適切な措置を執るものを含む。）をするものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の下に行う場合であつて、次に掲げる条件に適合するとき。

(1) 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として一時的に行われるものであること。

(2) 当該無線設備の操作を指揮する無線従事者の行うことができる無線設備の操作（モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）の範囲内であること。

(3) 当該無線設備の操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については、当該無線設備の操作を指揮する無線従事者が行うこと。

(4) 当該無線設備の操作を行う者が、法第 5 条第 3 項各号のいずれか又は法第 42 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者でないこと。

二 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無

線従事者の指揮の下に行う場合であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するとき。

- 2 前項第一号に規定する無線設備の操作を指揮する無線従事者は、当該無線設備の操作を行う者が無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、当該操作に関する知識及び技能を習得できるよう、適切な働きかけに努めるものとする。

○免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件（令和4年総務省告示第331号）

免許人（電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第14条第2項第2号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（法第5条第3項各号のいずれか又は法第42条第1号若しくは第2号に該当する者を除く。以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、次に掲げるものとする。（以下略）

- 一 （略）
- 二 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の10の規定により、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、運用者が行う当該アマチュア局の運用であるもの